

Q1 安衛法便覧の特長を教えてください。

A 法令の条文一つひとつに、関連する通達や公示、告示、裁判例などを掲載しています。これにより、1つの条文を検索するだけでいくつもの必要な情報が得られる仕組みになっており、改めて施行令や通達を探す手間が省けます。

Q2 見方の具体例を教えてください。

A 2ページの見本にある、作業主任者の選任を定めた安衛則第16条を例にします。この省令の法的根拠となる安衛法第14条を「根 一四」と示すとともに、選任が必要な作業として条文中に書かれた「令第6条第17号」が関連政令の欄に全文掲載されていることから政令を探す作業が不要となっています。さらに、安衛則第16条の主旨等を分かりやすく解説した通達を「解釈例規」として掲載することで、一段と理解が深まるよう工夫されています。

Q3 安衛法便覧の3冊には何が掲載されているのですか？

A 第1巻には主に安衛法と安衛法施行令、安衛規則、ボイラー則やクレーン則といったいわゆる「特別則」と呼ばれるもの全てが掲載されています。第2巻では安全衛生管理に関係する、作業環境測定法やじん肺法、労働基準法、労働者派遣法等が確認できます。同時に、能力向上教育等の「指針」やエレベーター等の「構造規格」等も掲載しています。第3巻では「エイジフレンドリーガイドライン」といった主要なガイドライン等を掲載しています。複雑で難解な安衛法令の規定を分かりやすくまとめたガイドラインは実務に役立ちます。

Q4 今の時代は、インターネットで簡単に通達を探せるのでは？

A 条文の中に他の条文が引用されている場合も多く、これらの条文をその都度検索するとすると、さらに時間や労力が費やされてしまいます。また、「用語は知っているけれども該当する法令の条文や通達が分からない」という場合も同様です。さらには、ヒットした情報が改正前のものであったという可能性もあります。安衛法便覧は「検索支援ツール」をはじめとする牽引ツールが充実しており、容易に最新の情報へアクセスできます。

Q5 どんな方が購入されているのですか？

A ゼネコン等の建設業や自動車・鉄鋼等の製造業はもちろん、様々な業種の安全衛生管理部門・安全担当者(安全衛生責任者等)の他、労働安全・衛生コンサルタントや社会保険労務士といった労務・安全衛生管理の専門家にもご活用いただいています。また、労働安全衛生法には罰則規定もあることから、「労働Gメン」である労働基準監督官、弁護士や検察官といった司法関係者にも書類送検や裁判の法的根拠(エビデンス)として利用されており、初版の昭和48年度版から現在まで長きに亘り支持され続けている商品です。

安衛法便覧 令和4年度版

お申込書

ISBN978-4-86319-935-4 お申込日 令和 年 月 日

会社名・団体名	ふりがな	冊数	冊
ご担当者名	ふりがな	部署名	
送付先	〒 437-0024 静岡県袋井市三門町11-12 袋井地区建設事業協同組合		
TEL	()	FAX	()
E-mail			
〈通信欄〉			

袋井地区建設事業協同組合

FAX : 0538-42-4330